

令和6年10月から 児童手当の制度が改正されます

※支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

改正内容

	現 行	改正後																								
支給対象児童	15歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 ※平成18年4月2日以降生まれの児童が対象（R6年度）																								
算定対象児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童	22歳到達後の最初の年度末までの児童 ※平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童が対象（R6年度） ※多子加算のカウントは、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合に対象。																								
所得制限	あり	なし																								
手当月額	<table border="1"> <tr> <td>3歳未満</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳から小学生</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1、2子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>所得制限以上</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	3歳未満	15,000円	3歳から小学生		第1、2子	10,000円	第3子以降	15,000円	中学生	10,000円	所得制限以上	5,000円	<table border="1"> <tr> <td>3歳未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1、2子</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳から高校生年代</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1、2子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>30,000円</td> </tr> </table>	3歳未満		第1、2子	15,000円	第3子以降	30,000円	3歳から高校生年代		第1、2子	10,000円	第3子以降	30,000円
3歳未満	15,000円																									
3歳から小学生																										
第1、2子	10,000円																									
第3子以降	15,000円																									
中学生	10,000円																									
所得制限以上	5,000円																									
3歳未満																										
第1、2子	15,000円																									
第3子以降	30,000円																									
3歳から高校生年代																										
第1、2子	10,000円																									
第3子以降	30,000円																									
支給期月	3回（2月、6月、10月）	6回 （2月、4月、6月、8月、10月、12月）																								

児童手当手続きフローチャート

比布町から児童手当又は特例給付の支給を受けていますか。

はい

いいえ

大学生年代（H14.4.2生～H18.4.1生）
までのお子様を含めて3名以上養育し
ていますか。

高校生年代（H18.4.2生～H21.4.1生）
のお子様はいますか。

はい

いいえ

はい

いいえ

申請が必要です！

《提出書類》

- ・ 監護相当・生計費の負担に
ついての確認書
- ・ マイナンバーがわかるもの

原則、申請は不要です。

※注意※

現在、手当を受給中で、別居し
ている等の理由で児童手当の対象
児童として登録されていない
高校生年代の児童を養育してい
る場合、「額改定認定請求書、
別居監護申立書等」の提出が必
要となります。

申請が必要です！

《提出書類》

- ・ 児童手当請求認定書
- ・ 児童手当請求者名義の振込先が
わかるもの。
- ・ マイナンバーがわかるもの
- ・ 別居監護申立書（養育している
児童と別居している場合）
- ・ 監護相当・生計費の負担確認書
（大学生年代のお子様を含め3
名以上養育している場合）

※保護者のうち所得が高い方が受給
者になります。所得が高い方の住
民票が町外にある場合、お住いの
市町村にお問合せください。
※公務員の方は勤務先にお問合せく
ださい。

申請は不要です。

※所得限度額超過により手当の支給対象外となった方は、児童手当請求認定書の提出が必要です。
※対象となる世帯でも、住民票上子どもと別居している世帯など、町で把握できないため、対象
と思われる場合は、こども未来係までご連絡ください。

申請期限

令和6年10月31日（木）

※申請期限を過ぎても令和7年3月31日まで申請があった場合は、令和6年10月分から遡って支給
します。

【お問合せ】 比布町保健福祉課こども未来係 0166-85-4804